

第 4 6 6 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

H 3 1 . 2 . 2 1 追 加 提 案 分

区 分		議 案 No	議 案 名															
議 案 (22件)	予 算 案 (20件)	5 5	平 成 3 0 年 度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 8 号)															
		5 6 { 6 9	平 成 3 0 年 度 島 根 県 公 債 管 理 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 外 1 3 特 別 会 計 補 正 予 算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">5 6 公 債 管 理</td> <td style="width: 33%;">5 7 証 紙</td> <td style="width: 33%;">5 8 総 務 事 務 集 中 处 理</td> </tr> <tr> <td>5 9 市 町 村 振 興 資 金</td> <td>6 0 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所</td> <td>6 3 農 林 漁 業 改 善 資 金</td> </tr> <tr> <td>6 1 国 民 健 康 保 険</td> <td>6 2 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金</td> <td>6 6 中 海 水 中 貯 木 場</td> </tr> <tr> <td>6 4 中 小 企 業 近 代 化 資 金</td> <td>6 5 中 小 企 業 制 度 融 資 等</td> <td>6 9 県 営 住 宅</td> </tr> <tr> <td>6 7 臨 港 地 域 整 備</td> <td>6 8 流 域 下 水 道</td> <td></td> </tr> </table> </div>	5 6 公 債 管 理	5 7 証 紙	5 8 総 務 事 務 集 中 处 理	5 9 市 町 村 振 興 資 金	6 0 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所	6 3 農 林 漁 業 改 善 資 金	6 1 国 民 健 康 保 険	6 2 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	6 6 中 海 水 中 貯 木 場	6 4 中 小 企 業 近 代 化 資 金	6 5 中 小 企 業 制 度 融 資 等	6 9 県 営 住 宅	6 7 臨 港 地 域 整 備	6 8 流 域 下 水 道	
	5 6 公 債 管 理	5 7 証 紙	5 8 総 務 事 務 集 中 处 理															
5 9 市 町 村 振 興 資 金	6 0 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所	6 3 農 林 漁 業 改 善 資 金																
6 1 国 民 健 康 保 険	6 2 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	6 6 中 海 水 中 貯 木 場																
6 4 中 小 企 業 近 代 化 資 金	6 5 中 小 企 業 制 度 融 資 等	6 9 県 営 住 宅																
6 7 臨 港 地 域 整 備	6 8 流 域 下 水 道																	
	7 0 { 7 4	平 成 3 0 年 度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) 外 4 事 業 会 計 補 正 予 算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">7 0 病 院</td> <td style="width: 20%;">7 1 電 気</td> <td style="width: 20%;">7 2 工 業 用 水 道</td> <td style="width: 20%;">7 3 水 道</td> <td style="width: 20%;">7 4 宅 地 造 成</td> </tr> </table> </div>	7 0 病 院	7 1 電 気	7 2 工 業 用 水 道	7 3 水 道	7 4 宅 地 造 成											
7 0 病 院	7 1 電 気	7 2 工 業 用 水 道	7 3 水 道	7 4 宅 地 造 成														

区 分		議案No	議 案 名																																													
条例案 (2件)	75	島根県県税条例等の一部を改正する条例 平成31年度税制改正に伴う所要の改正 (1)平成31年10月から引き上げが予定されている法人事業税の税率を、特別法人事業税(国税)の創設に伴い引き下げ																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">所得(年額)等</th> <th rowspan="2">平成31.9.30 まで</th> <th colspan="2">平成31.10.1から</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の所得割の税率</td> <td>400万円以下の金額</td> <td>0.3/100</td> <td>1.9/100</td> <td>0.4/100</td> </tr> <tr> <td>400万円超 800万円以下の金額</td> <td>0.5/100</td> <td>2.7/100</td> <td>0.7/100</td> </tr> <tr> <td>800万円超の金額</td> <td>0.7/100</td> <td>3.6/100</td> <td>1.0/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人の所得割の税率</td> <td>400万円以下の金額</td> <td>3.4/100</td> <td>5.0/100</td> <td>3.5/100</td> </tr> <tr> <td>400万円超の金額</td> <td>4.6/100</td> <td>6.6/100</td> <td>4.9/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の法人の所得割の税率</td> <td>400万円以下の金額</td> <td>3.4/100</td> <td>5.0/100</td> <td>3.5/100</td> </tr> <tr> <td>400万円超 800万円以下の金額</td> <td>5.1/100</td> <td>7.3/100</td> <td>5.3/100</td> </tr> <tr> <td>800万円超の金額</td> <td>6.7/100</td> <td>9.6/100</td> <td>7.0/100</td> </tr> <tr> <td>電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人の収入割の税率</td> <td>収入金額</td> <td>0.9/100</td> <td>1.3/100</td> <td>1.0/100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	所得(年額)等	平成31.9.30 まで	平成31.10.1から		改正前	改正後	資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の所得割の税率	400万円以下の金額	0.3/100	1.9/100	0.4/100	400万円超 800万円以下の金額	0.5/100	2.7/100	0.7/100	800万円超の金額	0.7/100	3.6/100	1.0/100	特別法人の所得割の税率	400万円以下の金額	3.4/100	5.0/100	3.5/100	400万円超の金額	4.6/100	6.6/100	4.9/100	その他の法人の所得割の税率	400万円以下の金額	3.4/100	5.0/100	3.5/100	400万円超 800万円以下の金額	5.1/100	7.3/100	5.3/100	800万円超の金額	6.7/100	9.6/100	7.0/100	電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人の収入割の税率	収入金額	0.9/100
区分	所得(年額)等	平成31.9.30 まで	平成31.10.1から																																													
			改正前	改正後																																												
資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の所得割の税率	400万円以下の金額	0.3/100	1.9/100	0.4/100																																												
	400万円超 800万円以下の金額	0.5/100	2.7/100	0.7/100																																												
	800万円超の金額	0.7/100	3.6/100	1.0/100																																												
特別法人の所得割の税率	400万円以下の金額	3.4/100	5.0/100	3.5/100																																												
	400万円超の金額	4.6/100	6.6/100	4.9/100																																												
その他の法人の所得割の税率	400万円以下の金額	3.4/100	5.0/100	3.5/100																																												
	400万円超 800万円以下の金額	5.1/100	7.3/100	5.3/100																																												
	800万円超の金額	6.7/100	9.6/100	7.0/100																																												
電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人の収入割の税率	収入金額	0.9/100	1.3/100	1.0/100																																												
		(2)自家用乗用車等の自動車税の税率を引き下げ 自家用乗用車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,000cc以下</td><td>29,500円</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>1,000超1,500cc以下</td><td>34,500円</td><td>30,500円</td></tr> <tr><td>1,500超2,000cc以下</td><td>39,500円</td><td>36,000円</td></tr> <tr><td>2,000超2,500cc以下</td><td>45,000円</td><td>43,500円</td></tr> <tr><td>2,500超3,000cc以下</td><td>51,000円</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>3,000超3,500cc以下</td><td>58,000円</td><td>57,000円</td></tr> <tr><td>3,500超4,000cc以下</td><td>66,500円</td><td>65,500円</td></tr> <tr><td>4,000超4,500cc以下</td><td>76,500円</td><td>75,500円</td></tr> <tr><td>4,500超6,000cc以下</td><td>88,000円</td><td>87,000円</td></tr> <tr><td>6,000cc超</td><td>111,000円</td><td>110,000円</td></tr> <tr><td>電気自動車</td><td>29,500円</td><td>25,000円</td></tr> </tbody> </table>		総排気量	改正前	改正後	1,000cc以下	29,500円	25,000円	1,000超1,500cc以下	34,500円	30,500円	1,500超2,000cc以下	39,500円	36,000円	2,000超2,500cc以下	45,000円	43,500円	2,500超3,000cc以下	51,000円	50,000円	3,000超3,500cc以下	58,000円	57,000円	3,500超4,000cc以下	66,500円	65,500円	4,000超4,500cc以下	76,500円	75,500円	4,500超6,000cc以下	88,000円	87,000円	6,000cc超	111,000円	110,000円	電気自動車	29,500円	25,000円									
総排気量	改正前	改正後																																														
1,000cc以下	29,500円	25,000円																																														
1,000超1,500cc以下	34,500円	30,500円																																														
1,500超2,000cc以下	39,500円	36,000円																																														
2,000超2,500cc以下	45,000円	43,500円																																														
2,500超3,000cc以下	51,000円	50,000円																																														
3,000超3,500cc以下	58,000円	57,000円																																														
3,500超4,000cc以下	66,500円	65,500円																																														
4,000超4,500cc以下	76,500円	75,500円																																														
4,500超6,000cc以下	88,000円	87,000円																																														
6,000cc超	111,000円	110,000円																																														
電気自動車	29,500円	25,000円																																														
		(3)環境負荷の大小により自動車税の税率に差を設ける特例措置(グリーン化特例)を改正 ①環境負荷の小さい自動車について軽課する特例措置の期間の延長等 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">軽課年度(取得の翌年度のみ)</th> <th>ア 平成32、33年度</th> <th>イ 平成34、35年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">区 分</td> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2">75%軽減</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+30%達成</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+10%達成</td> <td>50%軽減</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		軽課年度(取得の翌年度のみ)		ア 平成32、33年度	イ 平成34、35年度	区 分	電気自動車等	75%軽減	75%軽減	2020年度基準+30%達成	—	2020年度基準+10%達成	50%軽減	—																																
軽課年度(取得の翌年度のみ)		ア 平成32、33年度	イ 平成34、35年度																																													
区 分	電気自動車等	75%軽減	75%軽減																																													
	2020年度基準+30%達成		—																																													
	2020年度基準+10%達成	50%軽減	—																																													
		②環境負荷の大きい自動車について概ね15%(バス及びトラック等は概ね10%)を重課する特例措置を2年延長(平成32、33年度)																																														
		施行日：(1)(2)平成31年10月1日 (3)平成31年4月1日 ((3)①イは平成33年4月1日)																																														

区 分		議案No	議 案 名
	条例案 つづき	76	<p>島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う所要の改正</p> <p>①児童指導員の資格を有する者等の規定を改正 ②その他規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成31年4月1日</p>